

制限付き一般競争入札執行公告について

制限付き一般競争入札により契約を締結するので、下記のとおり公告します。

なお、本件は兵庫県電子入札共同運営システム(以下「電子入札システム」という。)を利用して入札を行う電子入札であるため、宍粟市電子入札運用基準及び兵庫県電子入札共同運営システム利用規約に従って行います。

1 入札に付する事項

工事番号等	宍建北工第072101号
工事名	緊急小規模工事(一宮管内)
施工場所	宍粟市一宮管内
施工期限 (又は施工期間)	令和 8 年 4 月 30 日限
入札参加形態	単体企業
入札保証金	免除
契約保証金	契約金額の10/100以上の契約保証金を要します。ただし、200万円以下の契約等にあつては免除することがあります。
予定価格	落札者決定後に公表 ※ただし、当該工事の山崎・一宮・波賀・千種の落札者が全て決定するまでは公表しません。
最低制限価格制度	なし
現場説明会	なし
契約書	市が定めた契約書による
議会の議決	予定価格1億5千万円以上の対象工事又は製造の請負契約については、議会の議決を要するため落札後仮契約を締結し、議会の議決を得たときに本契約が成立する。
支払方法	受注者は、工事箇所ごとに工事が完成した旨を市に通知し、市の検査が完了後書面により当該工事に係る請負代金を請求することができる。市は、この請求を受けた日から40日以内に請負代金を支払う。
契約条項等を示す場所	北部事務所一宮地域振興係
その他	本件は、単価契約方式とする。

2 入札参加資格(宍粟市入札参加登録をしている者で以下の要件を満たすこと)

地域区分	一宮管内限定
登録業種	令和7年度 入札参加登録業種のうち「一般土木」に登録している者
入札参加業種格付	一般土木工事に係る業種別ランクが「A・B・C・D」ランクの者 ※ランクについては令和6年度格付けとする。
参加要件	①令和7年度兵庫県緊急小規模道路工事の落札者でない者 ②令和7年度兵庫県緊急小規模河川工事の落札者でない者
その他要件	1 地方自治法施行令第167条の4に規定する資格制限に該当しないこと。 2 建設業法の規定に基づく営業停止処分期間中の者でないこと。 3 契約締結予定日において有効な建設業法の規定による総合評価値通知書を有していること。 4 会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれの申立てがなされた者であっても、公告日の前日までに裁判所から更生又は再生計画の認可決定を受けたものはこの限りでない。 5 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。 6 本件に参加する他の入札参加者と資本関係がないこと。

3 入札参加資格確認申請

受付期間	公告の日から 令和7年5月8日(木)午後5時0分 まで ※土曜、日曜を除く電子入札システムの稼働時間内。最終日のみ午後5時までとする。 ※契約方法欄に電子契約の希望の有無を記載すること。 なお、電子契約を希望する場合は、契約業務に使用するメールアドレスを記載すること。
参加資格確認通知 ※通知内容を必ず確認すること	入札参加申請期限 から 令和7年5月12日(月)午後5時 までの間 ※通知書中「競争参加資格」が「有」の者で、入札締切日時に受注可能件数(手持ち件数)が満となる者又はその他入札に参加できない者となる場合には、入札に参加できません。

4 入札に関する質疑回答

質問の期限、提出先	公告の日から令和7年5月8日(木)午後1時0分まで(厳守) 北部事務所一宮地域振興係FAX(0790)72-2254 E-mail:ic-chiikishinko-kk@city.shiso.lg.jp ※指定用紙により、FAX又はメール送信すること。送信後は提出先まで必ず電話連絡すること。 北部事務所一宮地域振興係TEL(0790)72-2000 ※期日を過ぎたものや電話による質問は受け付けません。
質問に対する回答	令和7年5月9日(金)午後1時0分以降、宍粟市ホームページに掲載

5 入札の日時及び方法

日時	令和7年5月13日(火)午前9時0分から 令和7年5月15日(木)午後5時0分まで
方法	電子入札システム稼働時間内(土日祝日除く)に送信すること。 (午前9時～午後8時/入札締切日のみ午前9時～午後5時)
内訳書の提出	有り 入札時に添付ファイルとして提出すること(任意様式可)。内訳書の提出がない場合は、無効とします。

6 開札の日時及び方法

開札日時	令和7年5月19日(月)午前9時25分 ※開札時間が前後する場合があります。
方法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行する場合がありますので内容を確認すること。 ①入札を打ち切る場合・・・「取止め通知書」、②再入札の場合・・・「再入札通知書」
開札結果の公表	落札者が決定した後、予定価格、落札者名及び落札金額並びに入札参加者名及び入札参加者全員の応札金額についても市役所掲示板及びホームページにて公表します。ただし、当該工事の山崎・一宮・波賀・千種の落札者が全て決定するまでは公表しません。

7 その他

注意事項	1 本工事については、手持ち工事扱いとしません。 2 営業所の専任技術者と現場の専任技術者(4500万円(建築一式工事の場合は、9000万円)以上の場合に要)の兼任はできません。(建設業法第26条)
無効となる入札	1 入札に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札 2 その他、宍粟市入札のしおり第11に該当する入札
入札に関する条件	
1 関係法令、宍粟市入札のしおりを遵守し入札に参加すること。 2 入札金額は、特に指示したとき以外は、契約対象となる1件ごとの総価格とすること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。ただし、特に指示したときはこの限りでない。 3 入札執行の際に内訳書の提出を指示している場合は、必ず内訳書を提出すること。(提出なき場合は、「無効扱い」。)	
入札に関しての注意事項	
1 建設工事にあつては、建設業退職金共済制度掛金相当額が諸経費の中に積算されているので、入札金額にこれを含めて見積もること。なお、同制度の対象労働者を雇用しているにもかかわらず、同制度に加入していない者は、速やかに同制度に加入すること。 2 同時に2件以上の入札への参加を申し込んだ者で、先の入札で落札が決定された者で市の指定する受注可能件数を満たした場合は、他の入札への参加はできません。「無効」扱いとなります。 3 合冊入札の場合は、複数の工事を1つにまとめて執行するものであり、工事毎に契約を締結します。	
契約の締結	
1 契約金額が1件1千万円以上の場合には、登記事項証明書(契約締結の予定の日から3ヶ月以内のもので、現在の役員等に変更がないもの。写し可)を提出すること。また、下請契約についても同様の取扱いとする。 2 入札に関し公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を締結しない。また、契約締結後であっても公正な入札を害する行為の存在が認められた場合は、契約を解除することがある。 3 契約締結後、宍粟市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱第5条に該当することが判明した場合には、契約を解除し違約金を徴収する。	
その他	
1 配置する技術者については、直接的かつ恒常的な雇用関係(契約日以前に3ヶ月以上の雇用関係)があること。 2 受注者又はその下請業者が、暴力団員等から不当介入を受けたにもかかわらず、警察への届出等並びに発注者への報告を怠ったときは、指名停止の対象となる。	